

建設工事監督におけるワンデーレスポンス実施要領

1 目的と意義

(1) 品質確保への取組強化

工事において、発注段階では予見不可能であった諸問題が発生した場合、対処に必要な発注者の意思決定に時間を費やす場合があるため、実働工期が短くなり工事等の品質が確保されないケースが発生していると指摘されている。そのため、問題解決のための行動の迅速化をより組織的、システム的に図る必要がある。

(2) 工事の効率化

公共事業の受発注者に課せられた使命は「良いものを、早く、安全に、適正な価格で国民に提供すること」といえる。個々の工事及び業務において、受発注者それぞれにメリットがあり、かつ誰でも取り組むことができる共通目標のひとつに、「速やかに工事を完成させる」ことがあげられる。安全と品質を確保したうえで、受発注者が協力して適切な工程管理を行うことにより、速やかに工事を完成させ、早期に目的が達成されることでメリットが発生する。

2 対象工事

原則として、建設部が所管するすべての建設工事において実施するものとする。

3 実施方法

ワンデーレスポンスは、すべて1日で回答しなければならないというものではなく、即日回答よりも回答内容の確実性を重視するものであり回答にあたっては、組織的に迅速に対応するものとする。

- (1) 受注者から提出された書面（協議、報告、承諾願、確認願、立会願等。以下「協議等」という。）については、原則として1日以内に書面により回答するものとする。ただし閉庁日を除く。
- (2) 主任監督員または総括監督員は、受注者から協議等の書面が提出され、措置可能なものは1日以内に書面により回答するものとする。
- (3) 主任監督員または総括監督員で措置できない内容の場合は、速やかに担当課長等の上司に相談・協議し、措置可能なものは1日以内に回答するものとする。

- (4) 対外協議や検討等が必要であり、1日以内に回答することが困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答予定日を1日以内に書面により回答するものとする。
- (5) 4.で回答した回答予定日を超過することが明らかになった場合は、再度受注者と回答予定日について協議し、新たな回答予定日を書面により回答するものとする。
- (6) 主任監督員及び総括監督員の不在時に、受注者から協議等の書面が提出された場合は、担当課は協議等の書面を受け付け監督員に伝達する。そのうえで監督員は適切に対応するものとする。

4 実施における留意点

1. ワンデーレスポンスの実施には、「所定の工期内に工事を完成させる」ことを共通目標とし、発注者と受注者の双方で取組む必要がある。

① 受注者

- ・ 施工計画に基づいて各作業への関連や進捗が把握できる綿密な計画工程を立案し工程管理を実施するものとする。なお、工事実施にあたってはクリティカルとなる項目については、計画工程の中に必ず記載するものとする。
- ・ 工事施工中において問題が発生した場合、または計画工程と実施工程を比較照査し差異が生じる恐れがある場合には、原因を究明するとともに速やかに書面により監督員に報告するものとする。

② 発注者（監督員）

- ・ ワンデーレスポンスは、受注者からの確かな状況の資料等により協議等を早期に受けることが前提となるため、受注者に対して「ワンデーレスポンス」の意義と目的を周知することとする。
- ・ 工事の進捗状況を常に把握し、現場の問題点を事前に把握する。

2. ワンデーレスポンスは基本的に、工事施工の中で発生する諸問題に対して迅速に対応し、効率的な工事施工及び監督業務を行うための取組であり、工事の施工、監督及び検査の実施に関する取扱いや要領等を変更するものではない。ワンデーレスポンスの実施に当たっては、本要領のほか工事契約約款や共通仕様書等に基づき運用すること。

第5条 特記仕様書への記載

特記仕様書に以下の内容を記載し、ワンデーレスポンス対象工事であることを明確にすること。

特記仕様書 記載事項

第〇条

1. この工事はワンデーレスポンス対象工事である。

ワンデーレスポンスとは、受注者からの協議、報告、承諾願、確認願、立会願等（以下、「協議等」という。）に対して監督員が原則として1日以内に回答するよう対応することである。ただし、1日以内の回答が困難な場合は、受注者と協議のうえ、回答予定日を設定するなど、何らかの回答を1日以内にするものである。

2. ワンデーレスポンスは、「建設工事監督におけるワンデーレスポンス実施要領」に基づき実施するものとする。
3. 受注者は、計画工程表の提出に当たって、作業間の関連把握や工事の進捗状況を把握できる工程管理方法について、監督員と協議すること。
4. 受注者は、工事施工中において、問題が発生した場合又は計画工程表と実施工程を比較照査し差異が生じる恐れがある場合には、原因を究明するとともに速やかに書面により監督員に報告するものとする。

附 則

この要領は令和8年4月1日以降契約分から適用する。

建設工事監督におけるワンデーレスポンス実施フロー図

